

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 0 日 提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市条例第 2 2 号

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年豊川市条例
第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「省令」という。）第 18 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。 （代理人による申請） 第 12 条 省令第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定	（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「省令」という。）第 19 条第 1 項第 1 号へ に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録） 第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第 21 条第 2 項 の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。 （代理人による申請） 第 12 条 省令第 19 条第 1 項第 1 号ト に規定

する代理人を置いている認可地縁団体にあ
っては、委任の旨を証する書面を添えて、
当該代理人によりこの条例に基づく申請を
することができる。

2 (略)

する代理人を置いている認可地縁団体にあ
っては、委任の旨を証する書面を添えて、
当該代理人によりこの条例に基づく申請を
することができる。

2 (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。